

市長と話そう！ 広報情報課 ☎32-8357 FAX76-5021

おやまたすく
 小山祐市長が、市民の皆さんの活動の場や生活の場へ出向き、みよしのまちづくりについて皆さんから直接、生の声をお聴きします。まちづくりは行政だけが担うものではなく、市民の皆さん一人一人が担い、共につくり上げていくものです。皆さんが「こんなふうにしてみたら、みよしがもっと良くなるのに」と、日頃の活動や生活などをする中で感じているまちづくりへの思いを市長と話してみませんか。



ホームページ



申し込みフォーム

日程原則、市ホームページで公開されている候補日から選択(時間は60分程度)

対象どなたでも可

場所申込者が希望する場所(希望する場所が無い場合は広報情報課で指定)

申込次の①または②のいずれか

①右記申し込みフォームへ入力

②申込書(広報情報課で配布またはホームページからダウンロード可)または任意の様式に代表者の氏名、連絡先・連絡方法、希望日時、参加人数、場所(指定する場合)を記入し、広報情報課へ郵送、ファクスまたは直接

開催までの流れ

STEP1 市ホームページで日程を確認



STEP2 広報情報課へ申し込み



STEP3 広報情報課から申込者へ連絡



第26回参議院議員通常選挙結果について 選挙管理委員会 ☎32-8000 FAX32-2165

7月10日執行の第26回参議院議員通常選挙の結果については、下記のとおりです。開票結果の詳細は、ホームページをご覧ください。



ホームページ

区分	当日の有権者数	投票者数	投票率
選挙区	48,446人	29,352人	60.59%
比例代表	48,446人	29,350人	60.58%

投票者のうち、13,213人が期日前投票を利用し、このうち今回より設置したおかよし交流センター期日前投票所では、3,071人の利用がありました。

なお今後、愛知県知事選挙(令和5(2023)年2月14日任期満了)や愛知県議会議員一般選挙(令和5(2023)年4月29日任期満了)、みよし市議会議員一般選挙(令和5(2023)年4月29日任期満了)が予定されています。いずれの選挙でもおかよし交流センターに期日前投票所を設置しますので、ご利用ください。

選挙区

投票者数:29,352人

候補者名	得票数	候補者名	得票数
山下しゅんすけ	477,901	がきや宗司	1,014
里見りゅうじ	3,025	つかざきみお	341
藤川政人	9,547	斉藤よしたか	2,998,940
伊藤たかえ	4,722,653	石川あきひこ	328
すやま初美	1,142	斎藤幸成	61,059
曾我周作	118	末永ゆかり	216
伝みきお	58	広沢一郎	2,831
山下けんじ	302,098	平岡真奈美	117
いとうまさや	990,346		

比例代表

投票者数:29,350人

政党名	得票数	政党名	得票数
幸福実現党	102	日本第一党	54
日本維新の会	3,479,611	日本共産党	1,000,007
れいわ新選組	1,370	新党くにもり	35
公明党	2,407	自由民主党	9,703,357
ごぼうの党	155,166	社会民主党	457
立憲民主党	2,912,964	NHK党	692,833
国民民主党	5,124,055	維新政党・新風	41
参政党	966		

※得票数には名簿登載者の得票数を含んでいます。

保育料・給食費の改定、第2子以降の保育料・給食費無償化

子育て支援課 ☎32-8034 FAX34-4379

令和5(2023)年4月分から保育料・給食費の額を次のとおり改定します。

【保育料・給食費】

変更前			変更後				
階層区分	保育料 (0・1・2歳)		給食費 (3・4・5歳)	階層区分	保育料 (0・1・2歳)		給食費 (3・4・5歳)
	標準時間	短時間			標準時間	短時間	
生活保護世帯	0円	0円	0円	生活保護世帯	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	0円	0円	0円	市民税非課税世帯	0円	0円	0円
市民税均等割のみ世帯	8,800円 (4,400円)	8,600円 (4,300円)	600円 (600円)	市民税所得割額 77,101円未満世帯	0円	0円	0円
市民税所得割額 48,600円未満世帯	11,900円 (5,950円)	11,500円 (5,750円)					
市民税所得割額 57,700円未満世帯	19,300円 (9,000円)	18,700円 (8,700円)					
市民税所得割額 58,300円未満世帯			4,200円 (600円)	市民税所得割額 97,000円未満世帯	15,000円	13,000円	
市民税所得割額 77,101円未満世帯	25,200円 (9,000円)	24,400円 (8,700円)					
市民税所得割額 97,000円未満世帯	25,200円	24,400円	4,200円	市民税所得割額 120,000円未満世帯	22,000円	20,000円	4,200円
市民税所得割額 120,000円未満世帯	34,000円	33,000円		市民税所得割額 169,000円未満世帯	31,000円	29,000円	
市民税所得割額 169,000円未満世帯	37,700円	36,500円		市民税所得割額 301,000円未満世帯	40,000円	38,000円	
市民税所得割額 301,000円未満世帯	46,600円	45,200円					
市民税所得割額 301,000円以上世帯	56,900円	55,300円					

※()内はひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯の金額です。

※3歳未満児クラスの給食費は保育料に含まれます。

【第2子以降の保育料・給食費】

所得階層区分	変更後	
	第1子	第2子以降
全世帯(年齢制限なし)	上記表の変更後の額	0円

災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定締結

防災安全課 ☎32-8046 FAX76-5702

7月27日、みよし市と愛知県LPガス協会西三河支部豊田分会との災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定が締結され、小山祐市長と愛知県LPガス協会西三河支部豊田分会しもばやしつくはる下林幾治分会長が協定書に調印しました。この協定により、市内で地震や風水害などの災害が発生する恐れがある場合に、避難所に設置されている空調機およびLPガス発電機へLPガスを迅速に供給することができ、避難所における生活環境の向上および照明や電気炊飯器などの電力の確保が可能となります。



後期高齢者医療被保険者証の更新

保険年金課 ☎32-8016 FAX34-3388

令和4(2022)年10月1日から後期高齢者医療制度において、医療費の窓口負担割合に2割が加わるため、後期高齢者医療被保険者証(保険証)の更新を今年度は2回行います。現在お持ちの保険証(赤茶色)の有効期限は、9月30日までです。10月1日からは9月中旬に送付する新しい保険証(青色)をお使いください。負担割合に変更がない人にも再度新しい保険証(青色)を送付します。なおご自分の負担割合が変更になるかどうかは、9月中旬に送付する保険証または下記のフローチャートでご確認ください。

※7月にお届けした保険証の負担割合が3割の人は負担割合の変更はありません。

【問い合わせ】

あいち後期高齢者医療コールセンター ☎0570-011-558

※ご利用には通話料がかかります。

【期間】12月28日(水)8:45~17:15まで(土日祝日も開設)

7月にお届けした被保険者証

(2割負担の記載なし)

【有効期間】

令和4(2022)年9月30日まで



9月中旬にお届けする被保険者証

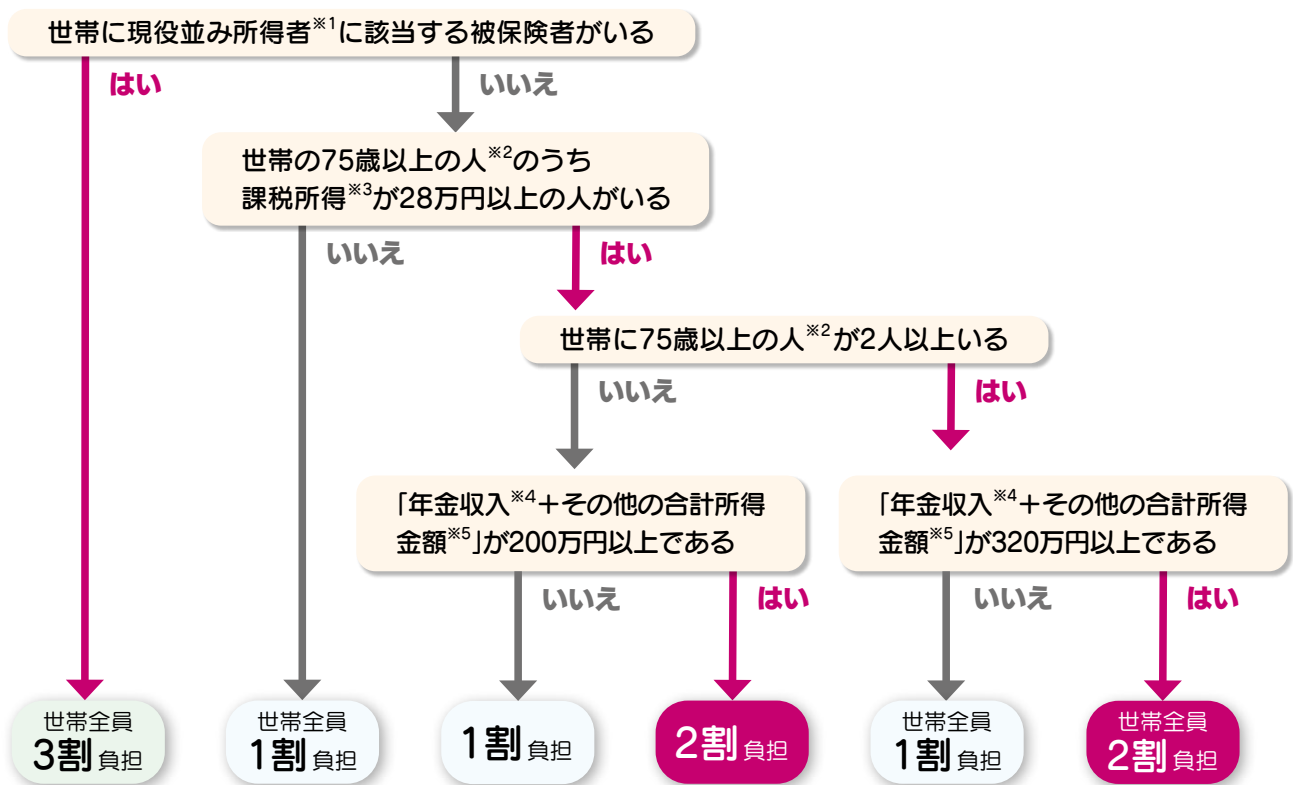
(2割負担の場合は「2割」の記載あり)

【有効期間】

令和4(2022)年10月1日~令和5(2023)年7月31日



【フローチャート】



※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人

※2 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の人(65~74歳で一定の障がいの状態であると広域連合から認定を受けた人を含む)

※3 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除など、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)などを差し引いた後の金額)

※4 年金収入には遺族年金や障害年金は含まない

※5 事業収入や給与収入などから必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額

大学生等生活応援品支給事業 教育行政課 ☎32-8028 FAX34-4379

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている大学生などの生活を経済的に支援するとともに、故郷に対する郷土愛を醸成するため、1万円相当のみよし市特産品を詰め合わせた生活応援品を支給します。



ホームページ



申し込みフォーム

対象 次の①～③のいずれかに該当する人

- ①市内に住所を有する19～22歳^{*1}
 - ②市外に住所を異動した19～22歳^{*1}で、その保護者が市内在住
 - ③大学、大学院、短大、専門学校に在学している23～29歳^{*2}で、市内に住所を有するか、その保護者が市内在住
- ※1…平成12(2000)年4月2日～平成16(2004)年4月1日生まれ
 ※2…平成5(1993)年4月2日～平成12(2000)年4月1日

生まれ

申請 次のとおり

- ①申請不要。該当者には、市から応援品の支給方法などについて連絡します。
 - ②③12月28日(水)までに申請書(教育行政課で配布、ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入して、教育行政課へ郵送、直接または申し込みフォームへ入力
- 他** 10月下旬から順次発送



NEWS 119 尾三消防 尾三消防本部予防課 ☎38-7236

みよし市・日進市・東郷町・豊明市・長久手市を管轄する尾三消防組合からのお知らせです。

家庭における 防災・減災

地震、豪雨、洪水などの大規模な災害はいつ起きてもおかしくありません。日頃から災害に備えることが大切です。災害に備え、今できる対策について考えましょう。

■非常持出用バッグの中身を確認しましょう！

- 貴重品(身分証明書、健康保険証、マイナンバーカード)
- 食料・水(最低3日分、自宅への備蓄用で7日分確保する)
- 救急用品(アルコール、マスク、ばんそうこう、持病のある人は常備薬)
- その他(着替え、タオル、ウェットティッシュ、簡易トイレ、歯ブラシ、ヘルメット、耳栓、毛布、懐中電灯、ソーラー型充電器、携帯ラジオ、乳幼児がいる場合はおむつ、哺乳瓶、ミルクなど)

■避難場所・避難所を確認しましょう！

防災マップやハザードマップで避難場所・避難所や危険個所を確認しましょう。

避難場所 災害時において、緊急的に避難し身の安全を確保することができる施設

避難所 災害時において、被災者が一定期間滞在することができる施設

広域避難場所 地方自治体が指定した大人数収容できる避難場所

■災害伝言ダイヤル171の活用方法を確認しましょう！

災害の発生により通信が繋がりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

第50回全国消防救助技術大会出場



尾三消防本部の隊員が7月に行われた消防救助技術東海地区指導会「引揚救助」の種目で見事に準優勝の成績を収め、東海地区代表として8月に行われた全国大会に出場しました。

市税などの納期 納税課 ☎32-8051 FAX76-5103

(普)…普通徴収

市税などの納付は便利で安心な口座振替をご利用ください。
 ※口座振替は市内の指定金融機関へ直接お申し込みください。市外の本支店などで申し込む場合は納税課までご連絡ください。

区分	納付期限
市県民税(普)	3期:10月31日
国民健康保険税(普)、 後期高齢者医療保険料(普)、 介護保険料(普)	3期:9月30日 4期:10月31日
し尿汲取り手数料	下期:9月30日

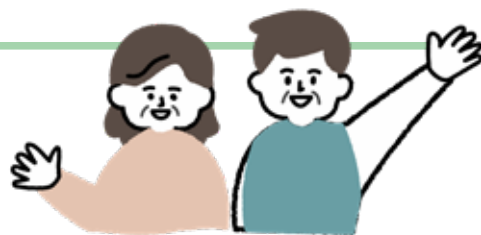
みよし市の人口

(令和4(2022)年8月1日現在)

人口	61,348人(-23人)
男性	31,461人(-9人)
女性	29,887人(-14人)
世帯数	25,311世帯(-9世帯)

※()は前月比

高齢者の人権



老人福祉法では、国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、9月15日を老人の日、この日から21日までを老人週間と定めています。そこで今回は、高齢者の人権についてご紹介します。

偏見をなくし、やさしい言葉と発想に目を向けて

高齢化が進むと、介護を必要とする人も増えてきます。社会保険制度の充実を図るなど、国も対策を進めていますが、まだまだ家族に介護の負担が積み重なることが多く、その結果、高齢者を虐待するという問題が起こっています。殴る、蹴る、縛るなどの肉体的な暴行を加えるばかりではなく、言葉や態度で精神的な苦痛を与えたり、食事を与えない、世話をしないなどの虐待が起こっています。

また家族が無断で不動産や貯金の名義を変えたり、財産をだましとったりするなどの問題も起きています。「老い」に対して「暗い」「汚い」というイメージを持っていないでしょうか。そのような意識が、高齢者に対する差別を生む原因になります。高齢者が安心して生きていける社会は、全ての人たちにとっても幸せな社会なのです。

高齢者の社会参加を

日本は、平均寿命の伸びや少子化の傾向に伴い、高齢化が急速に進んでいます。子育てが終わったり、仕事を辞めたりした後も長生きする人が増えて、いかに生きがいをもって暮らしていくかが課題となっています。

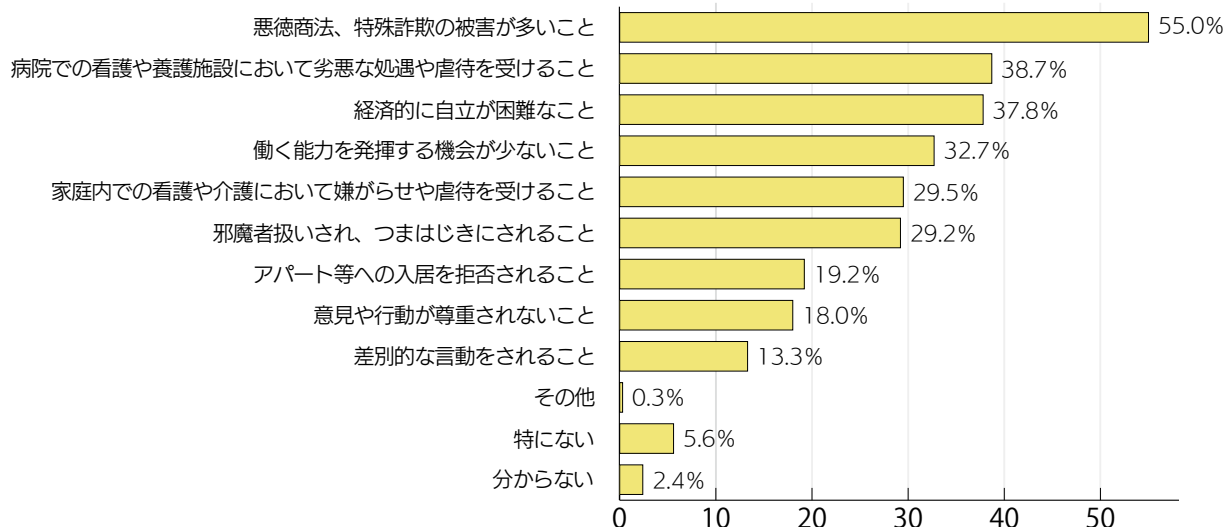
豊かな気持ちで幸せになりたいのは、年齢に関係なく誰もが抱く気持ちです。「いい年をして」「もう年なんだから引退したら」といった、年齢だけを理由に社会参加

を妨げることは、人権侵害になります。若い頃に比べるとからだの機能も衰え、できないことも出てきますが、社会貢献をしたい、働きたいという高齢者はたくさんいます。高齢者も社会を構成するメンバーです。それぞれの個性や能力が尊重され、高齢者が自立して生きることができると実現することが求められています。

【参考：愛知県人権啓発ガイドブック「人権の世紀」へ】

【高齢者に関し現在、どのような人権問題が起きていると思いますか】

資料：内閣府「人権擁護に関する世論調査」
(平成29(2017)年10月調査(複数回答))



本市の取り組み

本市では高齢者などの権利を守ることを目的に、令和2(2020)年度に成年後見支援センターを設置し、認知機能の低下などの理由により自分で適切に自らの権利を主張できない人に対して、成年後見制度の利用の際の支援や他の制度の紹介などの相談支援をしています。成年後見支援センターの設置により成年後見制度の普及啓発の取り組みを強化した結果、設置から2年間で相談件数も順調に伸びています。成年後見支援センターが支援したことにより令和

2(2020)年度の設置から2年で12人が成年後見制度の利用を開始することができました。この制度を利用するには家庭裁判所に申し立てする必要がありますが、身寄りがないなどの理由で申し立てができない人には、市が代わりに申し立てを行うこともできます。さらに所得が少ないため、成年後見人などに報酬が支払えない場合には、成年後見の申し立ての費用や後見人の報酬を助成する制度もあります。

【成年後見制度とは】

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を支援するために、法的な権限を与えられた後見人などが本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況などを考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。

【成年後見支援センターとは】

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で自分一人では契約や財産管理などをすることが困難な状態にあっても、住み慣れた地域で安心して暮らしているように成年後見制度の利用に関する相談や調整のお手伝いをします。

相談

電話や窓口で判断能力に不安のある人の生活や財産管理に関する困りごとについて相談に応じます。内容によって成年後見制度の利用の案内を含め、必要な関係機関と連携しながら支援を行います。またおかよし交流センターで出張相談も行っています。詳しくは下記までお問い合わせください。

手続き支援

成年後見制度の利用を必要とする人への手続きや申し立てに関する支援、調整を行い、必要に応じ関係機関の紹介も行います。

問い合わせ

社会福祉法人みよし市社会福祉協議会 みよし市成年後見支援センター

☎33-5020 ㊚34-6331 ✉info@miyoshi-shakyo.jp

住所 〒470-0224 三好町湯ノ前4-5(ふれあい交流館内)

開設時間 平日9:00~17:00(年末年始を除く)



プラスα

●人権擁護委員のひとこと ふかやちるえこ 深谷智恵子さん

高齢社会の現代では、介護問題は避けて通れないものとなっています。介護される人も介護する人も孤独を感じ、孤立してしまうことのない社会。不安な事や困った事が起きた時に声を出せる社会。そして、他人事と思わず、誰もが人権を尊重した声掛け、手助けができる地域で支え合う社会、そんな地域力の強い社会が必要だと思います。

